

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	京都市 療育手帳交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、療育手帳交付事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

京都市長

公表日

令和7年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	療育手帳交付に関する事務
②事務の概要	【概要】 京都市療育手帳交付要綱による療育手帳の交付に関する事務を行う。 【処理内容】 ①療育手帳の交付申請の受理 ②申請内容の審査及び療育手帳の交付(却下)決定 ③申請者への交付決定(却下)通知の送付 ④療育手帳再判定の管理 ⑤療育手帳の返還の受理 ⑥療育手帳交付者の氏名の変更、転入、転出及び転居の処理
③システムの名称	障害福祉システム、マイナンバー連携システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
療育手帳交付事務に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表50の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1 情報提供 番号法第19条第8号並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表14の項、20の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、81の項、91の項、92の項、113の項、124の項、125の項、144の項、161の項、163の項、第16条、第22条、第39条、第44条、第50条、第55条、第77条、第78条、第79条、第82条、第83条、第93条、第94条、第115条、第126条、第127条、第146条、第163条及び第165条 2 情報照会 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局 障害保健福祉推進室
②所属長の役職名	企画・社会参加推進課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-4161
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次のとおり、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守し、典型的なリスク対策(例)を実施することなどにより、事務・サービス又はシステムの特徴を考慮したリスク対策を講じている。 ・原則として、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を実施していること。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムのユーザー登録・削除については、人事異動があった際には、適宜、登録・削除を行っているため、担当外職員の不正利用は不可能となっている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	企画課長	企画・社会参加推進課長		
令和4年9月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年9月30日 時点		
令和4年9月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年9月30日 時点		
令和4年9月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル3階 TEL 075-222-4161	京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-4161		
令和6年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総合企画局情報化推進室情報公開コーナー	総合企画局デジタル化戦略推進室情報公開コーナー	事後	組織改正による修正
令和7年2月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 7の項及び33の3の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表50の項	事後	法改正による修正
令和7年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムにおける情報連携 ②法令上の根拠	情報提供: 番号法第19条第8号、別表第二 10の項	1 情報提供 番号法第19条第8号並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表14の項、20の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、81の項、91の項、92の項、113の項、124の項、125の項、144の項、161の項、163の項、第16条、第22条、第39条、第44条、第50条、第55条、第77条、第78条、第79条、第82条、第83条、第93条、第94条、第115条、第126条、第127条、第146条、第163条及び第165条 2 情報照会 なし	事後	法改正による修正
令和7年2月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年9月30日 時点	令和7年2月28日	事後	様式変更に伴う修正
令和7年2月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年9月30日 時点	令和7年2月28日	事後	様式変更に伴う修正
令和7年2月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	項目なし	「IV リスク対策」 「8. 人手を介在させる作業」の記載	事後	様式変更に伴う修正
令和7年2月28日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	「IV リスク対策」 「11. 最も優先度が高いと考えられる対策」の記載	事後	様式変更に伴う修正